

令和6年3月1日

外務省
財務省
経済産業省

ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、閣議了解「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について」(令和6年3月1日付)を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による次の措置を実施することとした。

1. 措置の内容

(1) 資産凍結等の措置

外務省告示(3月1日公布)により資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦の関係者(9個人・7団体)、ロシア連邦の特定銀行(1団体)及びクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者(3個人)に対し、(i)及び(ii)の措置を実施する。

(i) 支払規制

外務省告示により指定された者に対する支払等を許可制とする。

(ii) 資本取引規制

外務省告示により指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(注) 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の特定銀行として新たに指定された1団体に対する資産凍結等の措置は令和6年3月31日から実施する。

(2) ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置

外務省告示(3月1日公布)によりロシア連邦の特定団体として指定された29団体への輸出等に係る禁止措置を実施する。

(3) ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置

ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を導入する。

(4)ロシア連邦を原産地とする非工業用ダイヤモンド(ロシア連邦国外で加工されたものを含む。)の輸入に係る禁止措置

ロシア連邦を原産地とする非工業用ダイヤモンド(ロシア連邦国外で加工されたものを含む。)の輸入に係る禁止措置を導入する。

2. 上記資産凍結等の措置等の対象者

別添参照